

第3章 一般の避難所の活用

1 一般の避難所内の要配慮者スペースの活用

1.1 一般の避難所内における要配慮者スペースの設置

1. 市町村は、一般の避難所の要配慮者スペースの運営等にかかる人材を確保するため、自主防災組織等の地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉サービス事業者、福祉関係者・関係団体、NPO、ボランティア団体等と連携し、または人材を育成するなどして、協力体制を確立する。
2. 一般の避難所における要配慮者対応については、地域住民等による要配慮者支援班を組織し、要配慮者用の受付を設置し、付添人がいない場合には、誰が見守りや介護を行うのかを決め、実施することを検討する必要がある。
3. 市町村における福祉避難所の確保状況に応じて、一般の避難所に要配慮者スペースを設け、比較的、障害の程度が軽く、介護の必要が少ない要配慮者を受け入れる。
※一般の避難所における要配慮者スペースとは、避難生活に困難が生じる要配慮者のためのスペースで、生活相談員等を配置しないなど、福祉避難所の基準等は満たしていないが、要配慮者のため何らかの配慮がされているスペースをいう。
4. 要配慮者スペースの運用等に当たっては、福祉避難所や一般の避難所の運営マニュアル（要配慮者対応編）作成の手引きを参考にすること。

実施にあたってのポイント・留意点

- 災害時において福祉専門職等を一般の避難所へ派遣できるよう、事前に関係団体・事業者と協定を締結するなど、協力を依頼する。
- 要配慮者支援班は、要配慮者からの相談等に対応するとともに、一般の避難所では対応できないニーズについては、市町村の災害対策本部に迅速に要請する。市町村では対応できないものについては、速やかに県、国等に要請する。